

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 岩田 国夫

年 月 日	令和元年5月1日			
年会費名	新生奈良研究会会費 (年会費)			
相手方	新生奈良研究会 (株式会社 奈良日日新聞社)			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	75%を充当する (懇親会費用を除く)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 奈良県経済発展に向けての活動</p> <p>◆本会の活動頻度 年に数回の例会及び記念講演会等</p> <p>◆参加者の状況 地方議員の他、経営者や団体の理事等が参加</p> <p>奈良県における諸問題の把握に努め、議員活動に努めている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	25,000	令和元年 5月～9月	61
	年会費	30,000	令和元年 10月～3月	58
		合計 55,000円 (懇親会費 25%を除き 41,250円を充当)		
備考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

新生奈良研究会規約

- 第1条 名称 この会は新生奈良研究会という。
- 第2条 目的 未来に向かって新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、会員相互に情報と意見を交換。また県内外の各界専門家、有識者を招いて研修、意見交流会を行い、その方途策定の研究をすることを目的とする。
- 第3条 事業 本会は奈良市を主会場に原則として年4回の定例講演会並びに意見交流会を開催する。また、随時、研修視察会も行う。
- 第4条 広報 この会で論議され、提案された内容は、奈良日日新聞社発行の新聞紙面で掲載、広くアピールする。
- 第5条 会員 会員は本会の目的に賛同する法人、及び個人で構成する。なお、会の内容により会員外の参加を認めることができるものとする。
- 第6条 入退会 入会に際しては入会金3万円を添え、入会申込書の提出を必要とする。退会は申し出があった会計年度末での退会とする。また、会員は申し出がない限り自動継続とする。
- 第7条 会費 年会費は6万円とする。但し研修視察会などでの特別な経費は別途徴収する。
- 第8条 会計年度 会計年度は毎年10月1日より、翌年9月末日とする。
- 第9条 規則改定 規則の変更は諸般の事情を考え、随時、必要とあれば行う。
- 第10条 事務局 本会の事務局は、奈良市法華寺町2番地4 奈良日日新聞社内に設置する。

(平成27年5月15日改訂)

以上

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 岩田 国夫

年 月 日	令和元年6月21日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団会費 (年会費)			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	全て政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 奈良県内の問題を提議し、問題点に取り組む</p> <p>◆本会の活動頻度 年に数回の会合</p> <p>◆参加者の状況 地方議員</p> <p>奈良県における諸問題の把握に努め、議員活動に努めている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000		26
	合計	30,000 円		
備考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熟あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。
- | | | | |
|-------|----|--------|-----|
| 1. 議長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会計 | 1名 | 4. 幹事 | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 | | |
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 岩田 国夫

年 月 日	令和元年12月27日				
表題と発行部数	広報誌「岩田国夫県政詳報 新年号」9,370部				
対象者	天理市内				
配布方法	個別郵9,079部 手渡し配布291部				
発行目的	1年間の議員活動報告及び議会報告を行い、意見や要望を求める				
按分率の説明	按分率50% その理由(政務活動以外の記事があるため)				
内容	平成31年(令和元年)の議会報告 平成31年(令和元年)の議員活動報告 意見や要望の呼び掛け、他				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	郵送代	日本郵便 株	880,663円	@97×9,079部	84
	製作印刷代	株大和政 経通信社	319,438円	9,370部	91
		※全て50%充当 合計1,200,101円×50%=600,050円			
備考	添付資料: 広報誌(岩田国夫県政詳報)				

注 発行した広報紙を添付してください。

岩田国夫

Iwata Kunio

県政詳報

Prefectural administration detailed information

みなさまと共に安全で安心できるまちづくり

【21世紀】

2020年 新年号

【発行所】岩田国夫事務所

〒632-0033 奈良県天理市勾町町253-6
TEL.0743-63-6313 FAX.0743-63-6628



年頭所感

奈良県議会議員 岩田国夫

新年明けましておめでとうございませう。天理市民の皆さまにおかれましては、健やかに令和2年の輝かしい新春をお迎えのことと、お慶び申し上げます。

統一地方選の県議選がありました旧年中は皆さまに格別のご支援、ご指導を賜り、心より御礼申し上げます。また皆さまにご心配をおかけいたしました新聞社による名誉毀損記事の係争につきまして、奈良地裁におきまして当方の主張が概ね認められ、勝訴することができましたことをご報告させていただきます。

振り返ってみますと昨年は「平成」から「令和」へ御代替りした年でありました。ご即位されました天皇皇后両陛下が即位礼および大嘗祭後神武天皇山陵に親調の儀で来県され、まさに新しい時代を迎えた1年です。

県政では、さらなる観光振興を図る奈良市役所前のJWマリオット・ホテル、県立のコンベンションセンターなどの建設工事が着々と進み、わが天理市で

は初の県営施設となる、なら歴史芸術文化村の工事も進んでいます。新しい時代にふさわしい新しい奈良の観光施策が形になってきております。

今年はいよいよ東京五輪が開催されるオリピックイヤーです。県議会の観光振興対策特別委員会の委員長として、県政のこれらの歩み、施策を確かなものにし、ますます高まることが予想される観光需要をふるさと天理の発展につなげ、県全体の好経済に取り組んでいく所存です。

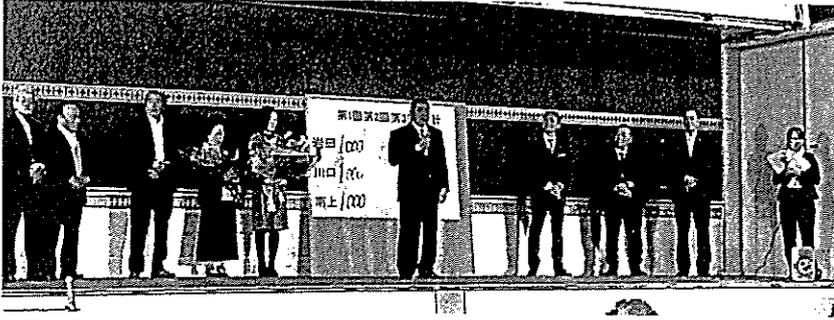
6期目となる県議会へ、多くの市民の皆さまに負託いただきました重責、そして初当選以来の私の政治信条「県民の皆さまの日々の生活がスムーズに安全で安心できる街づくり」の初心を忘れることなく、熱意を持って取り組んでまいります。

皆さまにおかれましては、平穏で健やかな1年になりますことを、心より祈念申し上げますとともに、後援会、支援者の皆さまのご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

国内外視察・研修の成果を県政へ

県議会改選

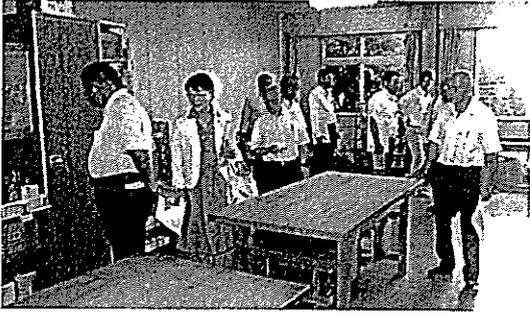
任期満了に伴う統一地方選の県議選が4月7日であり、自民党公認候補として天理市



選挙区で立候補し、6期目の当選をさせていただきました。天理市の発展のため、国政と市政をつなぐパイプ役としての使命を心新たに、安全で安心のまちづくりをさらに前に進めてまいります。

文教くらし委員会 県内調査

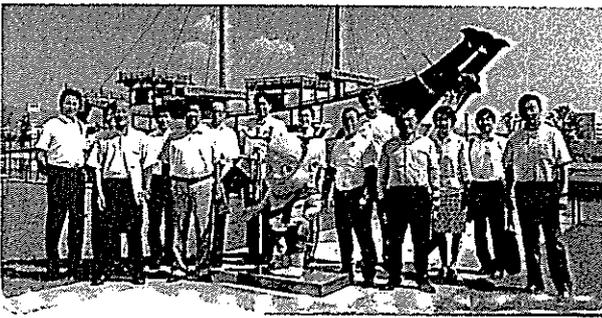
令和元年7月23日、文教くらし委員会県内調査があり、



わたしは委員ではありませんが、地元天理市にある県立二階堂養護学校の施設整備の現状の視察が組み込まれましたので参加しました。

観光振興対策 特別委員会県内調査

委員長を務める観光振興対策特別委員会の県内調査を7



建設委員会

月29日に行い、奈良公園バスターミナル、平城宮跡歴史公園、桜井市まちづくり株式会社を視察しました。

仮称・中町「道の駅」整備 事業地や桜井市慈恩寺谷の砂防事業、JR畷駅舎を核とするまちづくりの状況などについての視察が8月6日に開かれました。

大英博物館で
奈良ー日本の信仰と
美のはじまり

大英博物館で 奈良ー日本の信仰と 美のはじまり

画像提供：奈良県(斎藤久義撮影)

奈良が世界に誇る仏像や宝物をイギリス・ロンドンの大英博物館に展示する「奈良ー日本の信仰と美のはじまり」(奈良県、大英博物館共催)のオープンングセレモニーなどへ観光振興対策特別委員会の委員長として出席するため、9月30日から10月6日の日程



ヤパン・ハウスで奈良県産品のプロモーション視察などを行いました。

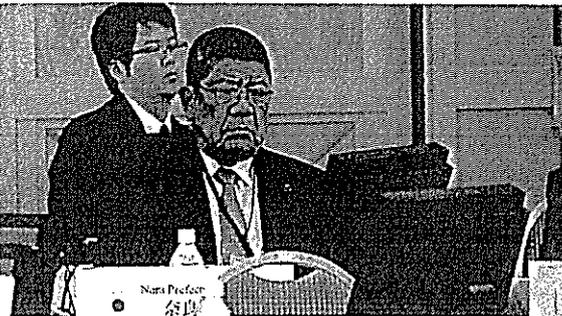
第10回東アジア地方 政府会合

東アジア各国の代表者が集い、地域の実情や課題について議論し、相互理解を深める東アジア地方政府会合が11月6日から8日、奈良市のホテル日航奈良で開催され、観光振興対策特別委員会の委員長として、出席しました。第10回の節目となった今回は5カ国から42の地方政府の参加があり、観光施策などについて意見を交わしました。



渡英しました。

渡英中は、イギリス日本大使館でのプレイベント、同博物館へのオープンングセレモニーへの出席、同博物館やシ

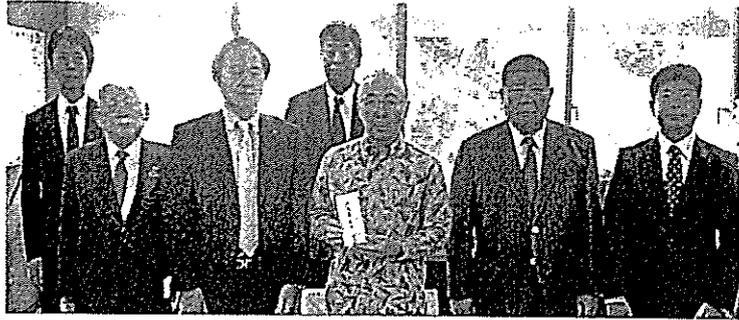


ふるさと奈良の集い

県と東京奈良県人会の共催でふるさと奈良の集いが11月12日、東京マリOTTホテルで開催され、出席しました。令和元年を祝し、益々の奈良の発展に向け、関係者らと親睦を深めました。

建設委員会県外調査

11月14日から16日の日程で建設委員会の県外調査が行



われ、沖縄県浦添市や内閣府沖縄総合事務局、沖縄県土木建設部、糸満市のまちなみミュージアムを視察しました。

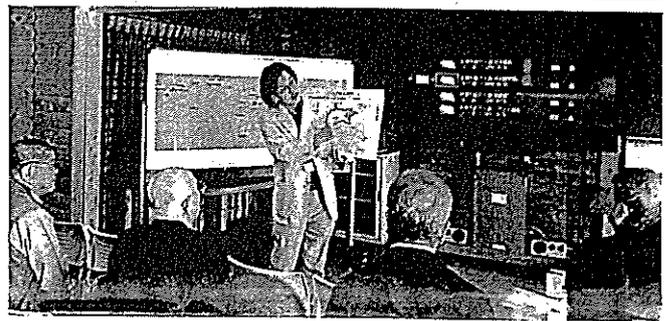
浦添市の視察では、住居ゾーン、商業と住居の複合ゾーン、商業ゾーンからなる、モノレールの新駅を核にした「ただよ浦西駅周辺開発地区」のスマートシティ開発や、パーク&ライド駐車場などの状況を、内閣府沖縄総合事務局では渡瀬緩和に向けた取り組み糸満市では、まちなみミュージアムについて視察しました。

天皇皇后両陛下、即位礼、大嘗祭後の神武天皇山陵に親謁の儀

令和元年11月26日、天皇皇后両陛下が即位礼および大嘗祭後神武天皇山陵に親謁の儀のため、奈良県をご訪問されました。わたしもご奉迎をさせていただきました。

奈良ヒューライツ 議員団視察研修

第二次世界大戦の渦中、リトアニア領事館領位代理とし



て赴任していた杉原千畝の功績を伝える「杉原千畝記念館（岐阜県八百津町）を訪問しました。杉原千畝は当時の外務省の指示に反してナチスドイツの迫害から逃れたユダヤ人に日本国の入国ビザ「命のビザ」を発給し、約6000人にも上る人の命を救いました。人道主義に触れることも、現在の難民政策の課題、外国人労働者受け入れ政策について考える機会になりました。

また、高山市内の史跡や景観を活用したまちづくりや観光施策についても視察しました。

天理市内 安心の町づくり

崇徳町小学校前

県道横田福住線

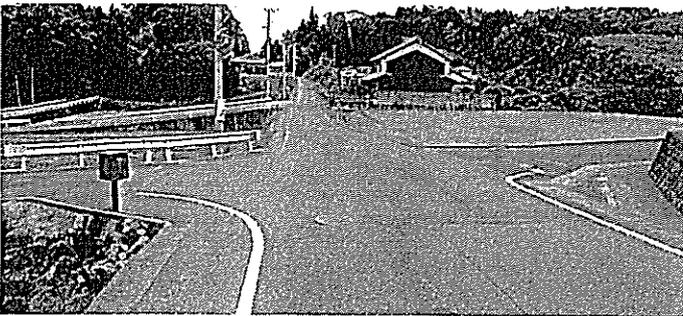
天理市樺本町内の福住横田線、通学路にも指定されている危険な歩道が、カラー舗装での整備が完了し、学童が安全で安心できる道路環境整備が整いました。



福住町井ノ市

国道25号線

平成15年〜29年は農協、中学校前は道路改良ができませんでした。懸案となっておりました井ノ市一本松までの間、本年、用地買収も済み改良工事に着手いたしました。



柳本町

県道天理環状線の南中学校の市道南方

人と車の安全な交差点整備の為、既に拡幅する土地の買収が済み、本年度中に工事着手する予定です。



平成31年(令和元年)岩田国夫議会活動

県議会本会議

第335回 2月定例県議会

2月19日～3月15日

2月定例県議会本会議では、16人の県議会議員が県政全般について代表質問や一般質問を行い、活発な議論がなされました。さらに、各常任委員会及び予算審査特別委員会等を開催し、付託議案の審査などを行いました。

閉会日には、予算審査特別委員長及び各常任委員長報告を行い、荒井知事から提出のあった議案及び議員提出の奈良県部落差別の解消の推進に関する条例案について、いずれも原案どおり可決や承認などをいたしました。

また、議員提出の平成31年奈良県一般会計予算に対する修正案、奈良県議会議員の議員報酬額等の支給に関する条例改正案についても、それぞれ可決いたしました。

なお、平成29年7月に設置された5つの特別委員会が、今定例会の委員長報告をもって約2年間の調査活動を終了いたしました。

第336回 5月臨時県議会

5月20日～22日

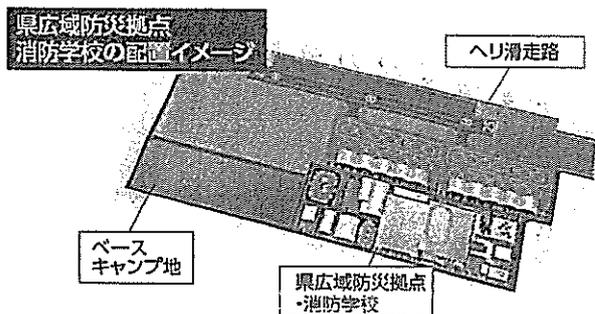
5月臨時県議会を開催し、正副議長選挙を行ったことで、県政の特定の事項について専門的に調査・審査するため、5つの特別委員会の設置を決定しました。この他に各委員会の委員の選任などを行い、新しい時代「令和」の新たな県議会の体制が決まりました。

岩田国夫は、常任委員会で建設委員会に属し、特別委員会では、観光振興対策特別委員長に就任いたしました。

第337回 6月定例県議会

6月18日～7月6日

6月定例県議会では荒井知



事より、自衛隊の誘致を見据え、五條市に整備を計画している南海トラフ地震に備えた紀伊半島全体の大規模防災拠点Ⅱの構想策定費などを含む一般会計補正予算案の他、中高生らがSNSで自分の裸など「自撮り」を強要される被害を防ぐため、県青少年健全育成条例の条例改正など36議案が提出されました。

閉会日には荒井知事から所

第338回 9月定例県議会

9月11日～10月21日

9月定例県議会では、荒井知事より自転車保険の加入義務化を定めた条例制定案、請負契約の締結など34議案が提出され、議員から議員の期末手当に係る条例案を提出されました。閉会日には、荒井知事より提案理由説明があり、その後4日間わたって14人の議員が県政全般について代表質問や一般質問を行い、

活発な議論がなされました。その後、各常任委員会並びに予算審査特別委員会を開催し、付託議案の審査を行いました。その結果、令和元年度一般会計補正予算などの議案について、いずれも原案どおり可決、承認、認定などを行いました。また、議員の期末手当に係る改正条例案についても、原案どおり可決いたしました。

第339回 12月定例県議会

12月2日～16日

12月定例県議会では、県が令和2年度の開設を目指して、奈良市役所南側に建設を進めている奈良コンベンションセンターⅡ写真Ⅱ建設整備の増額分を盛り込んだ本年度一般会計補正予算案、条例改正案など計20議案が審議されました。一般会計の補正額は2億1074万9000円です。



補正後の同予算総額は5302億3075万8000円(前年度同期比3.3%増)となりました。

後援会のご案内

後援会のご入会と、皆さま方からのご意見ご要望をお待ちいたしております。

TEL 〇七四三二六三二六二〇
FAX 〇七四三二六三二六二八
http://www.kuni-chan.jp/



第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 岩田 国夫

年 月 日	令和元年5月7日他				
表題	岩田国夫 奈良県議会議員ホームページ みなさまと共に安全で安心できる街づくり				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会及び活動報告等を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 50% 政務活動以外の内容を含む為				
内容	議員活動報告 県議会報告等 県民への意見募集 政策 PR				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	ホームページ管理費	シャープファイナンス	16,740	月額定額	11他
	※50%充当月 16,740円×50% 月 8,370円充当月				
備考	ホームページアドレス : http://www.kuni-chan.jp/ 添付資料				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

注 文 書

(販売店控①)

下記の商品を注文いたします。
 又サーバーなどにかかる初期費用 (円・税込) は、 年 月 日迄に支払います。

注文日 27年 3月 23日

(注文者)
 住 所 〒672-0033
奈良県天理市勾田町 25-6
 会社名
岩田 国夫 後援会 事務所 ㊞
岩田 国夫
 TEL 0743 (63) 6220
 FAX (63) 6628

(納入者)

 Nara Shimbun Communications
 株式会社 奈良新聞コミュニケーションズ
 〒630-8001 奈良市法華寺町2番地4
 TEL: 0742(35)2322 FAX: 0742(35)2346
 www.nara-np.com

商 品 名	型 番	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)
インターネット接続サービス					
岩田国夫様ホムパージナル		1	式		
リース契約期間	60ヶ月	現金価格小計(税抜)			
月額リース料(税抜)	15,500円	消費税(%)			
月額リース料(税込)	円	現金価格合計(税込)			
前払リース料(税込) 月分	円				

納入予定日	2015年6月5日
納入先	webE
締・支払日	日締 当月・翌月 日払
支払方法	㊞ス・現金・振込・集金 その他()
信販会社	シャープファイナンス 信販 振込ファイナンス

月額管理費明細	金 額 (円)
消費税(%)	
月額管理費合計	

※裏面の契約事項第2条に定めた基本プラン以外のオプションについては有料となりますので、予めご了承の程お願い申し上げます。

役員	部長	課長	担当者

受 1438

令和元年度事務所状況報告書

会派・議員名 岩田 国夫

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 天理市勾田町253-6 電話 0743-63-6220 延べ床面積 67.54㎡
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 株式会社真規) 所有者 <input type="checkbox"/> 第三者 <input checked="" type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 67.54㎡ (a) うち政務活動使用面積 33.77㎡ (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) $(b) / (a) = 33.77 / 67.54 \rightarrow$ 按分率 1 / 2
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方：後援会・政党事務所との面積按分)
⑦駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方：)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方：事務所賃借料と同率で按分)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

建物賃貸借契約書

(一般事業用)

契約締結日 平成23年 6月30日
契約始期 平成29年 8月 1日
契約終期 平成31年 7月31日

奈良県天理市田町193番地3
株式会社 真 規 様
貸主 代表取締役 岩田しのぶ
TEL 0743-63-0211 FAX 0743-63-6888
借主 岩田国夫事務所 様

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

建物賃貸借契約書

(1) 賃貸借の目的物

建物の名称・所在地等	名称	ハイツ真規		部屋番号または 家屋番号	一階		
	所在地	住居表示	〒100 千代田区千代田 253-6				
		登記表示	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅表示と同じ <input type="checkbox"/> 住宅表示と異なる ()				
	種類	貸家 (マンション) / 店舗・事務所・工場・倉庫・(住居付)					
	構造	木造・軽量鉄骨 (鉄骨)・鉄筋コンクリート () 造 / スレート葺 / 平屋建					
	床面積	67.54 m ² の内、約 (登記簿面積)	m ²	バルコニー専用庭	m ²	新築時期	平成14年1月
賃貸借部分等	引渡状況	<input type="checkbox"/> 内装済 <input checked="" type="checkbox"/> 現況渡し					
	設備等	トイレ	専用 (水洗・非水洗)・共用 (水洗・非水洗)	電気	無・有 (有)	(メ-ケ-専-子-割当) (割当 円/月)	
		浴室	無・有 (有)	ガス	無・有 (有)	(都市ガス・プロパンガス) (メ-ケ-専-子-割当) (割当 円/月)	
		シャワー	無・有 (有)	上水道	水道本管より直結・受水槽・井戸水	(メ-ケ-専-子-割当) (割当 円/月)	
		給湯設備	無・有 (有)	下水道	無・有 (有)	(公共下水道・浄化槽) 接続未了 (メ-ケ-専-子-割当) (割当 円/月)	
ガスコンロ	無・有 (有)	※割当の場合、合計額を後記(3)③に記載。					
冷暖房設備	無・有 (有)						
天井	無・有 (有)						
内壁	無・有 (有)						
床	無・有 (有)						
附属施設	駐車場	含む・含まない ()	円/月				
	自転車置場	含む・含まない ()	円/月				
	物置	含む・含まない ()	円/月				
	専用庭	含む・含まない ()	円/月				
※含まない場合、使用する使用料合計額を後記(3)④に記載。							

(2) 契約期間

更新契約

始期	平成29年 8月 / 日から	2年 月間
終期	平成31年 7月 31日 まで	

(3) 賃料等

賃料・共益費、管理費及び敷金等		支払期限	支払方法	
賃料 (消費税込)	① 100,000 円	当月分・翌月分を 毎月 末日まで	振込 又は 持参	金融機関名: 口座名: 口座番号: 名義人:
<input type="checkbox"/> 共益費 <input type="checkbox"/> 管理費 (消費税別)	② / 円			
附属施設等使用料 (消費税別)	設備合計③ 円	持参先:	更新料 (消費税別)	
	施設合計④ 円			
①+②+③+④ (消費税込)		100,000 円	賃料(新・旧)の または ヶ月分 円	
敷金	/	礼金 円	保証金 円	
その他	損害保険料(借家人賠償責任担保特約保険)(年 円)、 ゴミ廃棄代(有・無) /		保証金返還率	年未満 % 年未満 % 年未満 % 年未満 % 年以上 %
備考	礼金 円は、前契約締結時に貸主が受領済の金員を 充当する。			

注 返還される敷金・保証金には消費税は課税されませんが、返還されない敷金・礼金・保証金には、別途消費税が課税されます。

(4) 貸主及び管理人

貸主 (社名・代表者)	住所 〒 氏名 電話
管理人 (社名・代表者)	住所 〒 氏名 電話

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

建物の所有者	住所 〒 氏名 電話 貸主との関係
--------	----------------------------

(5) 借主、使用目的及び業種等

借主の住所 及び氏名	住所 〒 氏名 電話
使用目的	業種
緊急時の 連絡先	住所 〒 氏名 電話 借主との関係

建物賃貸借契約約款（一般事業用）

（契約の締結）

第1条 貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）は頭書（1）に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、以下の条項により賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約期間）

第2条 契約期間は、頭書（2）に記載するとおりとする。

2 甲及び乙は契約期間が満了する2ヶ月前までに協議の上、本契約を更新することができる。

（使用目的）

第3条 乙は頭書（5）に記載する目的以外に本物件を使用してはならない。

2 乙は如何なる場合を問わず、本物件を住居としてはならない。

（賃料）

第4条 乙は頭書（3）の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。ただし、賃料等の振込みの場合の手数料は乙の負担とする。

2 賃貸借の開始の月が1ヶ月に満たない場合、その月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。また、退去の場合には日割計算せず、乙はその月分まで支払うこととする。

3 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
- 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

（賃料以外の費用）

第5条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な費用（以下この条において「維持管理費」という。）に充てるため、共益費または管理費を甲に支払うものとする。

2 前項の費用は、頭書（3）の記載に従い、甲に支払わなければならない。

3 賃貸借の開始の月が1ヶ月に満たない場合、その月の共益費または管理費は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。また、退去の場合には日割計算せず、乙はその月分まで支払うこととする。

4 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費または管理費が不相当となったときは、協議の上、改定することができる。

5 乙が設置した造作、設備に課せられる公租公課は乙の負担とする。

6 その他、頭書（1）及び（3）に記載する賃料に含まない附属施設使用料並びに本物件の設備使用料及び消耗品の取替え費用、町内会費等は乙の負担とする。

（敷金または保証金）

第6条 乙は、甲に対し、本契約から生じる自己の債務の履行を担保するため、頭書（3）に記載する敷金または保証金を預託するものとする。ただし、敷金または保証金には利息を付さない。

2 乙は本物件を明渡すまでの間、敷金または保証金をもって賃料、共益費及び管理費その他の債務と相殺をすることができない。

- 3 甲は、本物件の明渡しを受けたときから、___ヶ月以内に敷金または保証金を乙に返還しなければならない。ただし、返還率の定めがある保証金の場合には、頭書(3)に記載する返還率により返還するものとする。
- 4 甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金または返還される保証金から差し引くことができる。
- 5 前項の場合には、甲は、敷金または保証金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。
- 6 乙は、敷金または保証金の返還請求権を第三者に譲渡、担保、質入れその他一切の処分をしてはならない。

(禁止または制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃貸借を譲渡し、または転貸してはならない。

乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替えまたは本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

- 3 乙は、規模の大小を問わず、本物件の原状を変更する際には、工事施工にかかる設計図面、仕様書を添えて、甲に変更の届出をし、書面による承諾を得なければならない。また、工事内容の変更にあたっては、改めて甲の書面による承諾を得なければならない。
- 4 乙は、乙または乙の依頼した施行業者等が、前記の工事により本物件、付帯設備及び共用設備に損害を与えた場合、一切の責任を負わなければならない。
- 5 乙は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。
- 6 乙は、本物件の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、別表第2に掲げ行為を行ってはならない。

下記貸主(甲)と借主(乙)は、本物件について以上のとおり賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、署名または記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成 年 月 日 奈良県天理市田町193番地3

貸主(甲) 住所
氏名

株式会社 真 規
代表取締役 岩田しのぶ



借主(乙) 住所
氏名

TEL 0743-63-0211 FAX 0743-63-6888
岩田国夫事務所

連帯保証人住所
氏名

〒632-0033 天理市勾田町253-6
TEL 0743-63-6220 FAX 0743-63-6628

